

# 日米軍事一体化路線に拍車かける九条改憲

こうけつ  
あつし  
纈纈厚

山口大学教授

武力発動への道を切り開く

恐らく、今回の自民党案で最も衝撃を与えたのは、これを支持する人も反対する人にとっても、第九条二項が削除されたことだろうと思います。支持する理由はとても簡単です。宿願であった自衛隊の「軍」への昇格が規定され、何よりもそれが「新憲法」に明記されたのですから。また、主権国家であれば軍隊の保有を憲法で明記するのは当然、とする根強い支持論もあります。私もこの間、学会や集会で改憲論者と同席した折に、必ず耳にする言い分です。いわゆる、「普通の国家」論という毎度おなじみのフレーズが繰り返されているのです。

他の論考で触れられるでしょうが、私の担当部分に関わる範囲で、「自衛軍」の規定が盛り込まれた理由に絞って整理しておきたいと思います。

現行憲法第九条の二項に掲げる「陸海空その他の戦力はこれを保持しない」を削除して、代わりに「総理大臣を最高指揮官とする自衛軍を創設する」とする自民党案の主たる狙いが、何よりも「武力行使」への踏み出しにあることは言うまでもありません。現行憲法第九条の二項は戦力

不保持と交戦権否認を定めた内容であり、これを削除することは自動的に「戦力保持」と「交戦権容認」を含意したものであることは明白です。

現行憲法の第九条二項の存在は、実は戦後日本の保守政治が防衛政策の基本的枠組みを形成するうえで不可欠な前提です。日本政府の現時点での「戦力」の定義は、「自衛のため必要な最小限度を超えるもの」であり、その限りで現在の自衛隊装備は「自衛のための」装備であって、それ以上のものでないという、それ自体苦しい定義づけを行いながら、「戦力不保持」を貫いているという立場を採り続けてきました。それによって自衛隊が違法な組織ではないと強弁してきたのです。

しかしながら、世界でも屈指の戦力を事実上保有するまでになった自衛隊の正面整備を「戦力」に該当しないという抗弁が全く通用するものでないことは、もはや誰の目にも明らかです。実際に、歴代の政府は自衛隊の実体と憲法内容との乖離に悩まされてきました。この乖離を埋め、自衛隊の実体に憲法を適合するためには、二項の削除しかなかったのです。

### 九条の骨抜きに奔走した自民党政府

しかし、自衛隊を「戦力」と容認する定義を採用するには、世論の反応や国際社会、取り分けアジア諸国民からの反発を覚悟しなければなりません。それで、「戦力」と認定する一方で、こうした課題をクリアするためには、九条の一項である「戦争放棄」までも削除することは危険な選択と判断したのです。「戦力」と認めたとしても、その「戦力」で戦争発動するのではないというのが、自民党案の言い分です。

果たしてそうでしょうか。自民党政府は、ポスト冷戦の時代に入り、湾岸戦争（一九九一年一月）を経て、日米安保再定義から日米新ガイドライン合意、そして、アメリカの対アフガン戦争

(二〇〇二年一〇月)と対イラク戦争(二〇〇三年三月)が起きるなかで、一貫してアメリカ政府からの自衛隊派兵を要請されてきた経緯があります。アメリカの恫喝にも似た厳しい派兵要請に対し、一九九〇年代における日本政府は世論の反応を横目で見やりながら、直ちに呼応することに慎重であり続けたのです。第九条による縛りが、自衛隊派兵を踏み留まらせたのです。

その一方では、PKO協立法、周辺事態法、イラク特別措置法、テロ特別措置法などの法律を制定し、自衛隊の限定派兵に手をつけました。つまり、親法である憲法の縛りを回避する苦肉の策として、極めて違憲性の高い個別法により、自衛隊の海外派兵の道を切り開いたのです。しかし、これらの個別法は、いづれもアメリカ側からすれば、極めて不満の残る中途半端な法律にか過ぎませんでした。

なぜならば、これらの法律には、「武力による威嚇又は武力行使に当たる」行為を厳しく禁じていたからです。言うまでもなく、このような規定を盛り込まざるを得なかった最大の理由が、自衛隊の海外派兵が自動的に集団的自衛権の行使に直結するのではないか、という国内世論の強い警戒と疑念への配慮でした。つまり、アメリカの要請に応え、最終的には自衛隊のイラク派兵に踏み切りながらも、その一方では集団的自衛権への踏み込みには、相当の自制力が働いていたのです。その背後には、言うならば再軍備以後、一貫して議論されてきた二度と他国軍との共同行動は選択をせず、自衛隊は個別的自衛権の発動としての「専守防衛」に徹することよつてのみ、その存続が許されるとする、ギリギリの憲法解釈によつて、国内外の反発を回避してきた経緯があったからです。

しかし、ここに来てついに「交戦権否認」を明記した九条二項を削除するに及んだのは、武力行使の縛りを自ら解こうとする試みとしてあります。自民党案では、第九条一項に全く手をつけ

ないことで、世論の不安をかき立てないための配慮をしています。つまり、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」を放棄する現行憲法第九条の一項を残しはしていますが、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保」(自民党草案第九条の二)する「任務を遂行するための活動を行う」(同二項)として、武力行使の正当性を確保できれば「武力行使」に及ぶことを事実上明記しているのです。

### 集団的自衛権行使への縛りを解く

武力行使への敷居が無くなったとすれば、次に来るのが集団的自衛権の行使であることは、自衛隊が置かれている今日的な状況を考えれば十分に予測されることです。自衛隊とアメリカ軍との強い連携は、一旦武力行使の縛りが解かれたならば、間違いなく一気に文字通りの共同軍事行動という現実が待っています。

改憲論の最大の目標が、集団的自衛権の行使にあることは明々白々ですが、自民党草案には、その旨が全く触れられていません。それどころか、自衛権の用語も見あたりません。しかし、本音では従来の日本政府が採用してきた見解としての、個別的自衛権の容認と集団的自衛権の禁止という枠組みを崩そうとする狙いがあります。改憲論者たちが考えている集団的自衛権の行使は、これまでも再三指摘されているように、「国連憲章」の第五一条(自衛権)に求められているようです。すなわち、「国際連合加盟国に対して武力行使が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」とする箇所です。この箇所を根拠とし、日本の加盟する国連が容認する集団的自衛権の行使は、正当な権利とする解釈を採っているのです。

しかし、この第五一条（自衛権）を根拠とすること自体、かなり恣意的かつ便宜的な解釈という他ありません。なぜならば、「国連憲章」の言う自衛権行使の正当性とは、同条項中の「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」と言う厳しい条件がつけられたものであって、当該国に集団的自衛権が無条件に付与されているわけではないからです。つまり、国連の指摘する集団的自衛権とは、緊急避難的のものであり、そこには国連の統制による権利として位置づけられているのです。

従って、集団的自衛権の行使が主権国家の正当な権利だとする主張には、当然ながら無理があります。過度的かつ臨時的措置としての集団的自衛権の保証でしかないことを、敢えて無視する論法を依然として採用し続けるのは、実は、これ以外に集団的自衛権行使の正当論が見つからないからです。

### 「米軍再編」問題との関連

改憲論者が「集団的自衛権」に拘る最大の理由は、日米軍事一体化路線を確定するためです。より具体的には、アメリカ政府と昨年（二〇〇五年）一〇月三〇日、日米安保協議委員会（2プラス2）で合意された中間報告「日米同盟 未来のための変革と再編」（以下、「米軍再編 中間報告」と略す）に示された内容です。それポスト冷戦時代における日米安保の再定義が開始されて以来、日米両国間で検討されてきた軍事共同体制の内実を示したものです。

この間、日本政府は、アメリカの要請を受ける形で様々な有事法制を制定し、同時に正面装備の飛躍的な拡充に奔走してきました。それは、日米両軍の共通性を深めるという程度のものではなく、言うならば日米両軍の一体化を目標とするものであったのです。今回の「米軍再編 中間

報告」の内容は、これまで以上に日米両軍の一体化を鮮明にしています。とりわけ、「I、役割・任務・能力」において、「今日の安全保障環境に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した」と記しています。具体的には、「——日本の防衛及び周辺事態への対応（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）——国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組」と説明しています。この文面は、先に検討した自民党草案の第九条の三項と酷似した文言と内容です。

これだけでも自民党草案の第九条と「米軍再編 中間報告」との関連性が鮮明に浮かび上がってくるのですが、さらに、「日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる」とする行があります。日米安保再定義以降における一連の有事法制が、実は日本防衛という表向きの説明と異なり、実際にはアメリカ支援のための軍事法制であったことを明らかにしつつ、さらにアメリカ軍の戦略や戦略配置、作戦展開に対応して自衛隊軍事力が自在に展開できる能力を備えることを約束しているのです。

日米両軍が現実にごう対応するかについては、「自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する」とまで踏み込んでいます。ここで示された「国際的な安全保障環境を改善する」とは、一体何を意味しているのでしょうか。ここでは、イラク戦争を想起して欲しいと思います。

アメリカの石油戦略にとって、極めて重要な地域である中東において反米政権の存在こそが、アメリカにとつての安全保障にとつて死活的な意味を持つがゆえに、このアメリカにとつて都合な事態を「改善」するために行つた選択がイラク先制攻撃（二〇〇三年三月）であつたことは、

いまや否定し難い事実です。決して、イラクが隠し持っていたとされる大量破壊兵器の破壊ではなかったのです。

イラクの石油は日本にとっても重要な輸入エネルギーです。しかしながら、軍事力を投入してまで強行的に奪取を試みる手法は、明らかに違法行為であり、非人道的行為です。そのような選択を日本は採用するものではありません。しかしながら、この報告書では、アメリカの流儀に従った方法で、今後第二のイラク戦争に対応しようと言っているに等しいのです。

このような無謀な選択を日本政府は、アメリカとの協議を通して確認しようとしているのであり、この報告書の内容を忠実に履行するためには、現行憲法の縛りから解放されなくてはならなくなります。それが、憲法改悪の動きに拍車をかけているのであり、なかでも第九条の改憲によって自衛隊の自在な展開を意図しているのです。その明確とも言える目的に合致するためにも、自衛隊の「自衛軍」への脱皮が検討されてきたのです。

### 同盟国をターゲットにする多国籍軍需産業の思惑

今後、日米両国間における軍事共同体制が濃密に構築されていく、極めて具体的な実行目標を細部にわたり書き込んだ「米軍再編 中間報告」の内容は、すでに現行憲法は言う及ばず、日米安保条約すら完全に飛び越した意図と方向を示したものです。それは、日米両軍当局が一つのユニットを形成するという点に留まらず、日本国家があらたな軍事体制のなかに放り込まれていくことを意味しています。そうした危険な方向にストップをかけるのは、もはや国民世論の動きと、米軍再編に絡んであらたな基地や施設の提供や協力を迫られている地方行政及び地域住民です。

逆から言えば、憲法を骨抜きにするか一気に改憲することによって、こうした一連の軍事共同

体制創りに拍車をかける方法が採用されているのです。国民世論や地域住民に後押しされた地方行政組織の抵抗です。これに沈黙を強いる企てが種々強行されることになりましたが、そのような事態は到底ゆるされるものではありません。

このように軍事・外交分野において著しいアメリカとの一連託生の関係は、日米軍需産業界の太い連携の実体を一段と浮き彫りにしています。現在防衛庁は年間で約一兆円の武器をアメリカから購入しています。日本は世界でも屈指の武器輸入大国でもあるのです。例えば、海上自衛隊が現在四隻保有するイージス艦は、一艦約一五〇〇億円もする高価な武器ですが、船体は三菱重工業、主機械を石川島播磨が受注するものの、ミサイル管制システムや通信システムなどの高度コンピューター部分は全てアメリカから直輸入しています。それが、大体価格の三分の二を占めます。その他にも航空自衛隊が戦闘爆撃機の作戦範囲の広域化を目指す目的で導入を図っているボーイング七六七空中給油機（輸送機としても購入）は、伊藤忠を介してアメリカからの直輸入となっています。

現在の自衛隊ですら、このような現状ですから「自衛軍」ともなれば、アメリカの軍需産業界は言うに及ばず、日本の三菱重工業、石川島播磨、日本鋼管、三井造船、日立製作所、富士重工業など、すでに実績を上げている軍需企業だけでなく、日産、東芝、NECなど一般的には民需企業として知られている国内有力メーカーも、これまで以上に軍需部門への関心と期待を深めることになるでしょう。

さらに、アメリカではロキード社を中心とし、これにノースロップ・グラマン社、イギリスのBAe社が加わったロキード連合と称する多国籍軍需産業が共同開発し、二〇一〇年から実戦配備予定のJSF（ジョイント・ストライク・ファイター）戦闘機をアメリカとイギリスの空軍に三〇〇〇機、そして同盟国向けにも三〇〇〇機を売り出そうとしています。同盟国のなかでアメ



リカの軍需産業界にとって、ペンタゴンに次ぐ武器売却市場となっている日本が、これまで以上にターゲットにされることは間違いありません。むしろ、ターゲットにするためにこそ、日米同盟一体化の路線が強化されていると言っても決して過言でない状況にあります。

以上のように、日米軍事一体化路線を不動の戦略として確定するために、日米両政府が集团的自衛権の行使を九条改悪によって実現しようとし、その路線のなかで多国籍軍需産業のターゲットにされる現実のなかに、私たちは追い込まれつつあります。